

平成23年度 第1回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成23年4月18日(月) 午前10時～11時10分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	中原都

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

- 議案第1号 平成23年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について
- 議案第2号 平成23年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象)の実施について
- 議案第3号 職員の昇任選考について
- 議案第4号 不服申立ての受理及び審査員の指名について
- 議案第5号 人事委員会規則及び通知の制定並びに通知の一部改正について
- 議案第6号 人事委員会規則の一部改正について
- 議案第7号 人事委員会告示の一部改正について
- 議案第8号 人事委員会定める制定に係る専決処分の承認について
- 報告第1号 平成23年職種別民間給与実態調査の延期について

5 議事の公開・非公開

議案第3号及び議案第4号を非公開とした。

6 議 事

1 議案第1号

平成23年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

大学卒業程度の者を対象とした、平成24年度4月1日採用予定の県職員採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

①募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数	
事 務	一般コース	19名程度
	環境コース	1名程度
社会福祉	福祉コース	1名程度
総合化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	2名程度
	調剤コース	1名程度
保 健 師		1名程度
農 業		6名程度
林 業		5名程度
土 木		15名程度
建 築		1名程度
機 械		1名程度
獣 医 師		4名程度
計		59名程度

②受験資格

ア 年齢等

薬剤師及び保健師：昭和51年4月2日以降に生まれた人

獣 医 師：昭和36年4月2日以降に生まれた人

その他の職種：(ア) 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人

(イ) 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成24年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

※ (イ)に該当する人は、9月25日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は受験不可。（ただし、警察事務は除く。）

イ 資格・免許等

社会福祉、総合化学（食品化学コース）、薬剤師、保健師及び獣医師には、職種に係る資格・免許等が必要。

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成24年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

③試験日程

受付期間		5月13日(金)～5月30日(月)(消印有効) (インターネット受付 5月13日(金)午前0時～5月30日(月)午後12時)
第1次試験	試験日	6月26日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：国士舘大学世田谷校舎6号館 大阪会場：大阪経済大学B館
	試験種目	教養試験、専門試験、論文試験、適性検査
	合格者発表	7月11日(月)(予定)
第2次試験	試験日	8月上旬～中旬のうち指定する1日(予定)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採用候補者発表	8月下旬(予定)

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

④広報

別添のとおり平成23年4月22日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

【質疑】

委員

薬剤師の公衆衛生コースと調剤コースは、合格ラインは別々か。また、併願は可能か。

事務局

全く別の試験区分という扱いであり、併願は無理である。コースごとで競争率などに大きな違いが出る可能性は否定できないが、今年はこの方法で行ってみたい。正直なところ、公衆衛生コースにどれだけ受験者が集まるか若干不安なところもある。応募があまりにも少ないようであれば、来年度以降の試験についてコース併願の検討も考えられる。

委員

公衆衛生コースで採用される職員の業務はどのようなものか。

事務局

薬事行政に従事する。環境関係や食品関係などの業務にも従事する予定である。

2 議案第2号

平成23年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

民間企業等経験者を対象とした、平成24年度4月1日採用予定の県職員採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

①試験の目的

公務部門に民間等の知識・経験を導入し、新たな業務増や政策課題等に対応するとともに、組織・人事の活性化を図る。

②募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務	5名程度
土木	3名程度

③受験資格

ア 年齢

昭和27年4月2日以降に生まれた人であること。

イ 資格・職務経験等

(ア) 事務

平成23年4月1日現在で、直近10年（平成13年4月1日から平成23年4月1日まで）中に、民間企業等（公的団体を含む）における職務経験を通算して5年以上有している人

(イ) 土木

技術士（建設部門、農業部門、森林部門のいずれか）、技術士補（建設部門、農業部門、森林部門のいずれか）又は一級土木施工管理技士の資格を有する人であって、平成23年4月1日現在で、直近10年（平成13年4月1日から平成23年4月1日まで）中に、民間企業等（公的団体を含む）における土木工事の設計又は監督の職務経験を通算して3年以上有している人

なお、職務経験については次のとおり。

○「民間企業等（公的団体を含む）における職務経験」とは、社員等として1つの民間企業等に常勤（勤務時間がおおむね週40時間の就業）として1年を超えて継続して就業した期間をいう。）

○「通算して5年以上有している」とは、社員等として1つの民間企業等に常勤として5年以上継続して就業した期間（月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなす。）のほか、1年を超えて継続して就業した期間が複数ある場合に、それらを通算することにより5年以上となる場合を含む。なお、1年を超えて継続して就業した期間（※）についても、月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなして通算する。

※1年以内の間継続して就業した後、契約が更新され、同一の民間企業等に就業した場合であって、引き続き継続して就業した場合は、更新後の就業期間を更新前の就業期間に通算することとし、結果として1年を超えた場合は、「1年を超えて継続して就業した期間」として取り扱う。

ウ 国籍要件

日本国籍を有しない人は、就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成24年3月31日までに取得見込みであること。

④試験日程

受付期間		5月13日（金）～5月30日（月）（消印有効） （インターネット受付 5月13日（金）午前0時～5月30日（月）午後12時）
第1次試験	試 験 日	6月26日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：国土舘大学世田谷校舎6号館 大阪会場：大阪経済大学B館

	試験種目	事務：教養試験（多肢選択式）、論文試験、適性検査 土木：教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験、適性検査
	合格者発表	7月11日（月）（予定）
第2次試験	試験日	7月30日（土）、31日（日）のうち指定する1日（予定）
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	事務：人物試験（個別面接） 土木：人物試験（個別面接）、専門試験（口述式）
	採用候補者発表	8月下旬（予定）

（注）第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）
また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

⑤採用予定時期 平成24年4月1日
（ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることもある。）

⑥広報
受験案内を別途作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページで公表する。

【質疑】

委員

民間の経験が5年以上ある方は、この民間企業等経験者対象の試験と、大学卒業程度対象の試験のどちらでも受験可能か。

事務局

そのとおり。どちらかの試験を選択していただくこととなる。

委員

民間企業等経験者対象の試験で採用された職員は、どのような形で役立っているのか。

事務局

事務職は近年試験を開始したところであり、まだこれということはいえないが、土木職については、配置所属では評判がよいと聞いている。

民間における仕事のやり方を身につけてきた職員がいることで、組織としていい刺激を受けており、任命権者としてもこの採用方法を続けて行きたいと考えているようである。

委員

民間経験者を採用する場合の意義は、民間がどういう仕事の仕方をしているかを見るのが一番である。人物試験の受験者と配点をより多くしたほうがいい。民間で、どういう立場で、どういう意識でやってきたのかが大切であり、教養は一定程度の水準であればよい。

委員

民間企業等経験者対象試験で採用された職員がどのように活躍されているか、同じく、現業職から転職した職員がどのように働いているかなど、それらしい資料が出てきているものがあまりない。今後併せてみていけたらと考える。

3 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

4 議案第4号

不服申立ての受理及び審査員の指名について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

5 議案第5号

人事委員会規則及び通知の制定並びに通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

東日本大震災に職員が迅速かつ的確に対処できるよう次のとおり職員に係る規則及び通知を制定又は改正しようとするもの。

① 改正する規則及び通知の名称

(1) 規則(制定)

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則

(2) 通知(制定)

ア 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の運用について(通知)

イ 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の規定により読み替えて適用されるボランティア休暇の取扱いについて(通知)

ウ 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の規定により読み替えて適用されるボランティア休暇の取扱いについて(通知) (県費負担教職員)

(3) 通知(改正)

ア ボランティア休暇の取扱いについて

イ ボランティア休暇の取扱いについて (県費負担教職員)

② 概要

(1) 規則(制定)

東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、被災地への交通事情の悪化や被災者の避難先の広域化が生じている状況を考慮し、特別休暇の日数の上限やボランティア活動の対象地域の特例を定める。

ア ボランティア休暇の上限日数の引き上げ

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域内において生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動を行う場合にあっては、当該特別休暇の取得日数の上限を7日(現行 5日)とする。

イ ボランティア休暇の対象となる活動地域の拡大

当該特別休暇の対象となる活動地域として、東日本大震災の被災者を受け入れている地域を加える。

(施行日：公布日)

(2) 通知(制定)

ア 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の運用について(通知)

東日本大震災に対処するための特例に関し、「東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とは、被災者の避難先として提供されている施設のある市町村をいうこと等を定める。

イ 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の規定により読み替えて適用されるボランティア休暇の取扱いについて(通知)

東日本大震災に対処するための特例を設けた趣旨を説明し、ボランティア活動に当たっては、地方公務員法の規定に抵触することがないようにすること、あらかじめボランティア活動保険に加入することが望ましいことを通知する。

※県費負担教職員についても同様の趣旨を通知する。

(施行日：公布日)

(3) 通知(改正)

ボランティア休暇の取扱いについて(通知)

- ・ボランティア活動の対象地域は、「被災地又はその周辺地域」に限定
- ・「被災地又はその周辺地域」とは「災害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県」

今回、「被災者が避難してきていないような場合にまで近隣の都道府県を休暇の対象とする趣旨ではない」ことを明記。

※県費負担教職員の通知についても同様に改正する。

（施行日：公布日）

【質 疑】

委 員

規則は、平成23年12月31日限りで失効するとのことだが、失効期限を延長する可能性はあるのか。

事務局

延長については、今後の状況を見ながら判断することになる。

委 員

阪神淡路大震災のときはボランティア休暇の需要があったかもしれないが、今回、この制度を具体的に利用する者はあるのか。

事務局

具体的な需要については分からないが、職員組合がボランティアに参加する組合員を募っていたり、夏休みを利用して学校の教員がボランティアに行く場合を想定して、休暇期間を長くして欲しい旨任命権者に要請しているようだ。

6 議案第6号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則の一部を改正しようとするもの。

① 規則の名称

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

② 改正概要

南部町において行政組織の改正が行われたことに伴い、南部町における管理職員等の範囲について所要の改正を行う。

（施行日：公布日）

【質 疑】

委 員

「専門員」は本当に管理職なのか。

事務局

この町の級別の職の並びでも、「専門員」は教育次長などと同じく、高い格付けとしていることから、管理職相当と言えるのではと考える。

委 員

専門員の仕事には、人事管理等管理職的な業務も含まれるということであれば、異議はない。

7 議案第7号

人事委員会告示の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり人事委員会告示の一部を改正しようとするもの。

- ① 告示の名称
選考により採用又は昇任させる職

- ② 概要
原子力災害の発生時には、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援等多岐にわたる緊急事態に迅速に対応する必要があるため、それに備えて原子力技術に関する専門的知識を有する職員を採用する必要がある。
この採用者の確保については、専門性が高く試験による能力の検証が困難であるため、原子力技術の職を、新たに「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として定める。

- ③ 施行期日
公布日

【質 疑】

委 員

なかなかいないと思われる。

事務局

原子力技術の職といっても、具体的にどういう資格なり知識を持った人を採用するか微妙な部分もあり、競争試験に馴染まない職。選考の方法をどうするかは現在検討中のようなのである。

8 議案第8号

人事委員会定めの制定に係る専決処分承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

人事委員会定めに制定する専決処分を行ったので、次のとおり報告するとともに承認を求めようとするもの。

① 人事委員会定めの名称

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策等の緊急業務に従事する職員に係る諸手当の取扱いについて（通知）
(2) 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針第5条の3関係第2項第2号の「前号の事由に準ずるものとして人事委員会が定める事由」について（通知）

② 概要

(1) 諸手当の取扱いについて

・届出事務の簡素化

震災の応急対応等に従事する職員について、諸手当の認定を受けるための所定の届出書による届出を行うことが困難な場合は、書面等の適宜な方法で届出を行うことを認めること。

・届出期間の特例

届出が事実の生じた日から15日を経過した後に行われた場合は手当の支給は翌月から行うこととされているが、震災の応急対応等のため届出ることが困難な期間については、事実の生じた日からの経過期間に含めないこと。

(2) 通勤手当の認定

(原則) 通勤用定期乗車券を使用する職員

→ 6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(例外) 次のような事情が明らかである場合には、当該事情を考慮して最も経済的かつ合理的と認められる期間

定年退職、長期間の研修等のため旅行をすること、等

今回、例外を認める場合として、以下の事例を定めた。

- ・平成23年東北地方太平洋沖地震における被災等により運行を休止している交通機関のうち、現に利用している交通機関よりも経済的かつ合理的であると認められるものの運行再開が確定的であること。

③ 専決処分の理由

- (1) 諸手当の認定額の異動は新年度となる4月1日から生じる事例が多く、4月1日から適用させなければ、諸手当認定事務の実施に著しい支障が生じること。
- (2) 今回の措置は国家公務員の取扱に倣ったものであるが、各任命権者に当該措置の必要性を確認等した上で、前回委員会（3月28日）から4月1日までに改めて人事委員会を開催するいとまがなかったこと。

④ 専決処分日

平成23年4月1日

【質 疑】

委 員

このような特例的な取扱いを実際に利用する者はあるのか。

事務局

実際の利用者は少ないと考える。東京本部の職員ならあり得るかもしれないという程度。

委 員

国並びに制度を整えておくという趣旨か。

事務局

そのとおり。

9 報告第1号

平成23年職種別民間給与実態調査の延期について、事務局が説明した。

【説 明】

国家公務員法及び地方公務員法の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、人事院及び人事委員会が共同で毎年4月現在における民間給与の実態を調査する職種別民間給与実態調査について、本年の調査は、今般の東北地方太平洋沖地震の発生による次の事情を考慮して、当初予定していた5月1日からの調査は行わないこととなった。

① 延期の理由

- (1) 広い地域において多数の事業所が甚大な損害を被っていること。
- (2) このような状況の下で、複数の人事委員会から例年どおりに民調を実施することは困難であるとの連絡が人事院に行われていること。
- (3) 民間における春闘の回答状況にも遅れが生じていること。

② 今後の対応について

人事院においては、状況が落ち着いてきた時点において、その時点での状況を踏まえ、各人事委員会の意向等も踏まえながら、判断していくこととされている。

本委員会としても、人事院の対応を踏まえながら、本年の調査の実施について検討していきたいと考えている。

【質 疑】

委 員

東北地方を除いて民調を実施すると、全国的には正しい調査結果にならないのではないのか。

事務局

本県だけでも調査できるものは調査を行うのも一つの手法だが、本店等の調査をどうするかが課題となる。

全人連などで共同調査を検討するなど、今後の状況を見ながら民調をどうするか、検討することとなる。

ただ、人事院が民調を中止したからと言って、本県も民調を取りやめるでは、対外的に説明しづらいと考える。

委員

今回、本県独自に調査を行っても、民調の結果が異常値になる可能性はある。元々本県は、調査データの母数が少ない。サンプルの分布も歪。

今後の対応としては、人事院や他県の動向を見守るという感じか。

事務局

そのとおり。他県は人事院の動向を見ている状況で、具体的な動きはない。当面人事院の動向を見ている状況である。

委員

本県として今年の民調をどうするか、まだ方針を固める時期ではないという認識か。

事務局

本県の場合、通常10月に勧告を行っている。民調の実施が多少遅くなっても、勧告には間に合うので、方針を固めるのはもう少し先でもよいと考えている。

いずれにしても、どのような対応をとるかは、別に相談をさせていただく。

7 次回の人事委員会の開催

平成23年5月18日（水）午前10時から開催することとした。